

板橋区住民防災組織設置要綱

(令和5年3月14日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）及び板橋区地域防災計画の趣旨に基づき、区民による住民防災組織の活動を促進させ、かつ区が住民防災組織の活動を支援することにより、災害時に自立して活動できる組織を育成し、災害に強い区を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、住民防災組織とは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たし、区長が認定した団体をいう。

- (1) 区内の町会又は自治会を母体としている団体
- (2) 平常時には防災活動を行うことで防災技術を研鑽し、災害時には、地域住民の共助による避難活動、被災者の救助、初期消火活動等を行う団体

(結成)

第3条 住民防災組織を結成したとき、住民防災組織の代表者（以下「本部長」という。）は、板橋区住民防災組織結成申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 住民防災組織の規約
- (2) 防災計画書
- (3) 住民防災組織役員名簿
- (4) 前各号のほか、区長が必要と認める書類

(認定)

第4条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは認定を行う。

2 区長は、認定を行うときは、板橋区住民防災組織認定書（別記第2号様式）により、本部長に通知するものとする。

(申請の変更等)

第5条 前条の規定により認定の通知を受けた者（以下、「認定者」という。）は、第3条の申請書を提出後に本部長に変更が生じ、又は組織の休会若しくは解散があったときは、住民防災組織変更等申請書（別記第3様式）により、速やかに区長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第6条 区長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、住民防災組織の認定を取消することができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなると認めるとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反する等、区長が不相当と認める事由が発生したとき。

(住民防災組織の育成)

第7条 区長は、住民防災組織の依頼があった場合において、必要と認めるときは、次の各号に掲げる支援及び協力をして、住民防災組織の育成を図るものとする。

- (1) 住民防災組織の防災活動に必要な資器材等の整備に関する支援
- (2) 防災意識の普及及び高揚を図るための各種防災行事への協力
- (3) 前各号のほか、区長が住民防災組織に必要と認める支援及び協力

(状況調査)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、住民防災組織の代表者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項で、住民防災組織の認定に関し必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行する。(令和5年3月14日区長決定)

2 本要綱施行前に、第2条に規定する要件を満たし、かつ防災活動を行っている団体等については、第4条に規定する認定を受けたものとみなす。

（宛先）板橋区長

団体名 _____
住 所 _____
代表者 _____

板橋区住民防災組織 結成申請書

板橋区住民防災組織を下記のとおり結成いたしましたので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 結成年月日 年 月 日
- 2 組織名称 _____住民防災組織
- 3 代表者 本部長氏名 _____
住 所 _____
電 話 _____
F A X _____
- 4 組織範囲 住 所 _____
- 5 組織規模 _____世帯 名（ _____年 月 日現在）
- 6 添付書類 (1) 住民防災組織の規約
(2) 防災計画書
(3) 住民防災組織役員名簿

第2号様式（第4条関係）

板危地第 号
年 月 日

本部長 住民防災組織 様

板橋区長

板橋区住民防災組織 結成認定書

年 月 日付けの板橋区住民防災組織結成届出について、板橋区住民防災組織設置要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定いたしましたので通知します。

記

- 1 結成年月日 年 月 日
- 2 組織名称 住民防災組織
- 3 代表者 本部長
- 4 組織範囲 板橋区
- 5 組織規模 世帯 名（ 年 月 日現在）

（宛先）板橋区長

団体名 _____

住 所 _____

代表者 _____

板橋区住民防災組織 変更等申請書

当住民防災組織において変更がありましたので、届出いたします。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更内容 変更内容については下記のとおり。

(1) 本部長変更

新本部長氏名 _____

住 所 _____

電 話 _____

F A X _____

旧本部長氏名 _____

(2) 組織の休会

休会予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 組織の解散

年 月 日付け解散